

## 職員の懲戒処分について

令和3年11月9日付けで、交通法令違反にかかる職員の懲戒処分を行いましたので、お知らせします。

### ■被処分職員および処分内容

文化スポーツ部 主事（26歳） 戒告

### ■処分日

令和3年11月9日（火）

### ■処分対象となった事実

- ・ 令和3年2月12日午後11時16分、国道19号線を自家用車で走行中に、制限速度を42km/h超過し、南木曾町内の自動取締装置に計測された。
- ・ 違反点数6点、免許停止30日間の書類送検となり、4月14日に罪状が確定した。

### ■処分理由

全体の奉仕者としてふさわしくない非行行為に当たり、市民の皆様の信頼を裏切ることとなった。

- ・ 地方公務員法第29条第1項第3号（全体の奉仕者たるにふさわしくない非行）

### ■市長コメント

このたび、職員がこのような不祥事を起こしたことに對しまして、市民の皆様の信頼を裏切る結果となり、深くお詫び申し上げます。

今後は、二度とこのようなことが発生することのないよう、再発防止の徹底を図り、市民の皆様の信頼回復に努めてまいります。

### お問い合わせ先

市長公室 人事課 担当者：丹羽

電話：0573-66-1111（内線341）